

安全安心 がけ崩れ危険箇所からの住宅移転支援

砂防災害課

平成 18 年度から実施している「がけ崩れ危険住宅移転促進事業」の取組み状況を紹介します。

この事業は、がけ崩れのおそれがある土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から住宅を移転する場合、移転経費などの補助が受けられる制度です。

担当者

砂防災害課 砂防担当

技師 小田島 淳

北上市出身



どの施策も、やることは違っても目的は同じ、「人の生命を守ること」です。県民目線を常に心がけて仕事に取り組んでいきます。

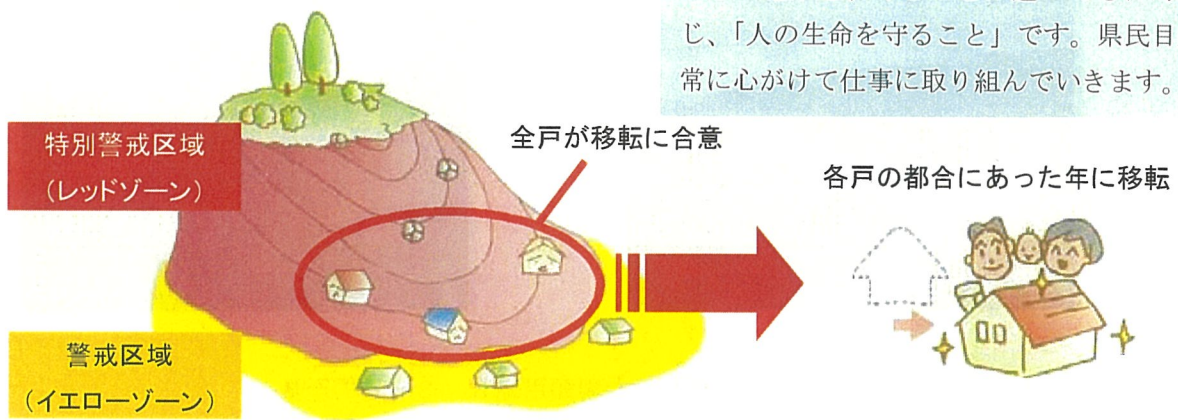


図 1 事業のイメージ

1. 平成 18 年度の取組み

	①事業を広くお知らせすること	②土砂災害特別警戒区域内にお住まいの方々の意識を調査	③土砂災害警戒区域等指定の拡大
4月	事業施行 新聞で紹介 ラジオ、テレビで紹介		釜石市内 13 区域指定
7月		戸別訪問、事業説明会及び意識調査実施（NPO と協働）	久慈市内他 37 区域指定
10月	新聞で紹介 ラジオ・テレビで紹介		花巻市内 3 区域指定
1月			大船渡市内 47 区域指定 岩泉町内 15 区域指定
4月			釜石市内 20 区域指定 ※県内計 600 区域指定 (平成 19 年 4 月 3 日現在)

このような取組みを進めた結果、平成 18 年 10 月に初めて、釜石市内の 1 地区 6 世帯が移転に合意しました。そのうち 2 世帯が平成 19 年 3 月に移転を完了しております。

2. 平成 19 年度の取組み

事業の周知徹底や指定区域の拡大に努め、関係市町村やNPO等関係機関との連携を密に図りながら、安全な地域への移転を支援していきます。

3. 支援内容

警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）内に原則として合計5戸以上の住宅がある箇所、特別警戒区域（レッドゾーン）内の全住宅が移転することに合意した場合に図2の支援があります。合意後、移転は各戸の都合にあった年に実施できますが、危険な箇所ですので早めの移転が必要です。



図2 支援内容

4. 事業施行の経緯

岩手県は土砂災害対策としてこれまでハード対策中心で対応してきましたが、多大な費用と時間を要するため整備が進まない状況にあります。このような中で、土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の周知や、大雨等で土砂災害のおそれがある時にはその情報をテレビ等でお知らせする（土砂災害警戒情報）などのソフト対策を進めています。

そのソフト対策のひとつとして平成18年度から施行されたのが「がけ崩れ危険住宅移転促進事業」です。この事業は住民懇談会やアンケートを実施して危険箇所にお住まいの方々のニーズを調査し、有識者の意見を聞きながら検討を重ねて生まれました。

事業の詳しい内容については最寄りの県振興局等の土木部・土木センターまたは県庁砂防災害課（電話019-629-5922）までお問い合わせください。